

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和2年2月10日（月）から令和2年3月11日（水）まで

3 定めた規則等の題名

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程（令和2年静岡市上下水道局管理規程第3号）

4 規則等の公布等年月日

令和2年3月27日

5 規則等の案と定めた規則等の差異及び理由

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
	様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第7号（その1）、様式第7号（その2）、様式第13号の注意書に「静岡市水道事業給水条例が契約の内容となります。」という一文を加える。	様式第1号、様式第3号、様式第7号（その1）、様式第7号（その2）の注意書に「(定型約款の表示) 静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）が契約の内容となります。」という一文を加える。	様式第2号、様式第13号については、給水規程に基づく手数料ではないため、改正しない。条例番号を表示していなかったため、追加した。